

④-1-(1) 都道府県別の募金総額

単位:億円

順位	上位の都道府県			下位の都道府県		
	県名	金額	割合(%)	県名	金額	割合(%)
1	東京都	14.7	6.65	徳島県	1.57	0.71
2	神奈川県	12.8	5.80	鳥取県	1.62	0.73
3	埼玉県	10.9	4.92	和歌山県	1.72	0.78
4	愛知県	10.7	4.85	佐賀県	1.75	0.79
5	北海道	10.2	4.62	高知県	1.78	0.81

- (1)募金総額が、
 ・最も多いのは、東京都 の 14.7億円。
 ・最も少ないのは、徳島県 の 1.57億円。

※都道府県別の平均額 4.7億円

- (2)一人当たり募金額が、
 ・最も多いのは、島根県 の 330.1円。
 ・最も少ないのは、大阪府 の 106.6円。

※全国平均は、174.2円

- (3)一世帯当たり募金額が、
 ・最も多いのは、島根県 の 919.3円。
 ・最も少ないのは、大阪府 の 249.7円。

※全国平均は、438.7円

④-1-(2) 都道府県別の一人当たり募金額

単位:円

順位	上位の都道府県		下位の都道府県	
	県名	金額	県名	金額
1	島根県	330.1	大阪府	106.6
2	香川県	308.9	東京都	120.7
3	岩手県	308.2	広島県	130.2
4	山口県	285.0	千葉県	137.8
5	鳥取県	264.6	奈良県	139.2

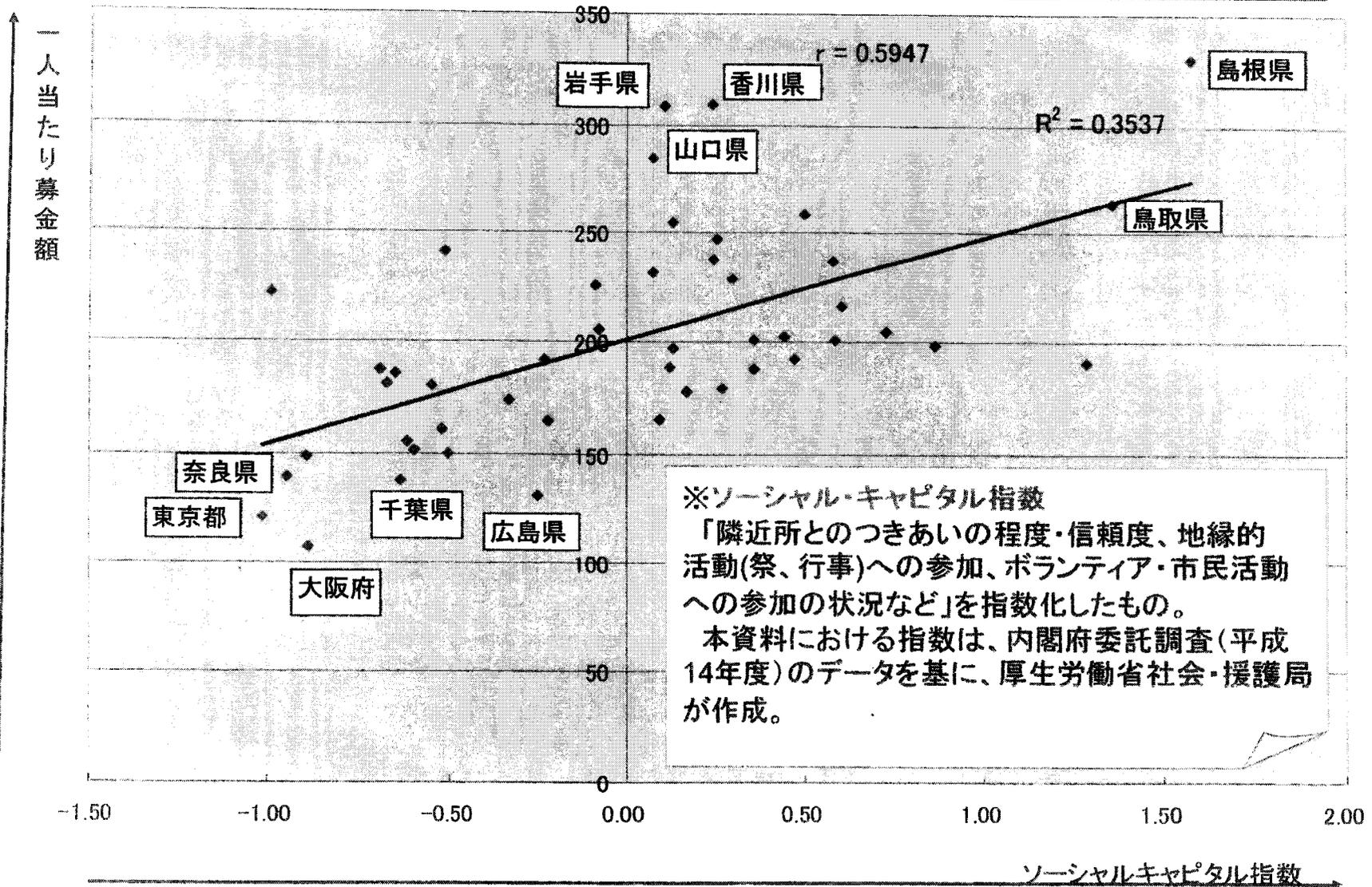
④-1-(3) 都道府県別の一世帯当たり募金額

単位:円

順位	上位の都道府県		下位の都道府県	
	県名	金額	県名	金額
1	島根県	919.3	大阪府	249.7
2	岩手県	878.0	東京都	250.6
3	香川県	807.4	広島県	318.8
4	福井県	799.5	千葉県	348.4
5	鳥取県	741.3	神奈川県	350.9

④-2 一人当たり募金額(平成17年度)とソーシャルキャピタル指数*

○ 地縁的な結びつきが強い(ソーシャルキャピタル指数が大きい)ほど、1人当たり募金額が多い。

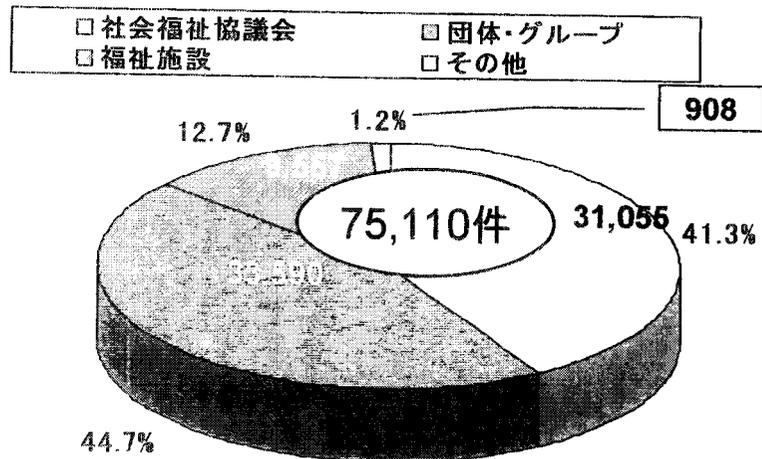


参考⑤ 配分の状況

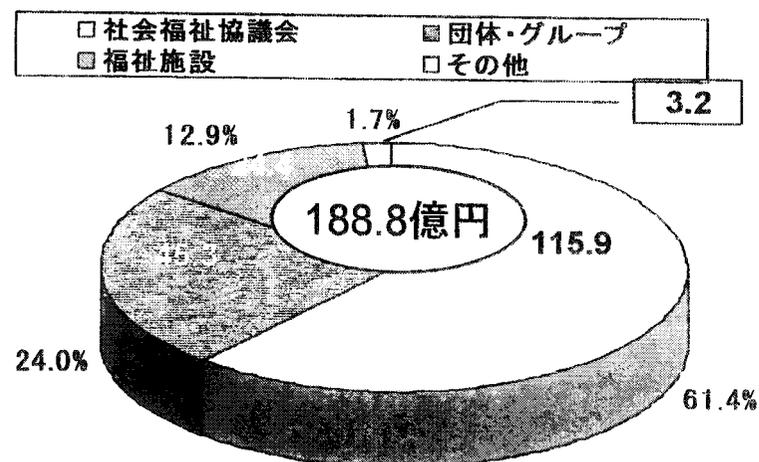
⑤-1 配分の内訳(平成17年度) ※災害等準備金積立は除く。

- 件数では、「**社会福祉協議会**」と「**団体・グループ**」(NPO法人、ボランティア団体、家族会、住民参加型団体など)がそれぞれ全体の約4割。
- 金額では、「**社会福祉協議会**」が全体の約6割(115.9億円)を占め、「**団体・グループ**」(45.3億円)の2倍以上。
- 「**福祉施設**」は件数・金額ともに全体の1割強(9,557件、24.4億円)。
- 1件あたりの配分額は、251,395円。

・事業者別の構成(件数)



・事業者別の構成(金額) 単位:億円



※「その他」とは、都道府県共同募金会等が直接行う事業(主に個人給付的なもの)に充てられている。

⑤-2 募金の使途

○ 共同募金の使途は多岐にわたるが、どこにどのように使われているのかわかりにくい、などの指摘がある。

対象者	事業内容
住民全般 (31.2%。平成17年度配分実績額に占める割合。以下、同様。)	<ul style="list-style-type: none"> ・住民の福祉サービス利用に関する相談 ・社協広報誌等を作成し住民に福祉サービス情報の提供 ・バリアフリーマップ作成など
高齢者 (25.3%)	<ul style="list-style-type: none"> ・寝たきりの高齢者の1人暮らしの高齢者の見守り・介助 ・介護者を支援するための講習 ・移動入浴車での巡回
障害児者 (18.8%)	<ul style="list-style-type: none"> ・通所施設等への送迎用バス運行 ・小規模作業所の運営補助 ・余暇活動支援など
児童・青少年 (12.0%)	<ul style="list-style-type: none"> ・子育て中の父母への生活相談 ・児童文庫の運営補助 ・フリースクール運営補助 ・児童虐待防止やDV被害者の支援など
要援護者 (12.7%)	<ul style="list-style-type: none"> ・低所得者に見舞金品の配布 ・路上生活者への食事提供や就労・自立支援 ・在日外国人を対象とする日本語教室開催 ・アルコール依存症者の更生支援など

社会福祉法(昭和26年法律第45号)―抜粋―

第10章 地域福祉の推進

第1節 地域福祉計画

第2節 社会福祉協議会

第3節 共同募金

(共同募金)

第112条 この法律において「共同募金」とは、都道府県の区域を単位として、毎年一回、厚生労働大臣の定める期間内に限つてあまねく行う寄附金の募集であつて、その区域内における地域福祉の推進を図るため、その寄附金をその区域内において社会福祉事業、更生保護事業その他の社会福祉を目的とする事業を經營する者(国及び地方公共団体を除く。以下この節において同じ。)に配分することを目的とするものをいう。

(共同募金会)

第113条 共同募金を行う事業は、第二条の規定にかかわらず、第一種社会福祉事業とする。

2 共同募金事業を行うことを目的として設立される社会福祉法人を共同募金会と称する。

3 共同募金会以外の者は、共同募金事業を行つてはならない。

4 共同募金会及びその連合会以外の者は、その名称中に、「共同募金会」又はこれと紛らわしい文字を用いてはならない。

(共同募金会の認可)

第114条 第三十条第一項の所轄庁は、共同募金会の設立の認可に当たつては、第三十二条に規定する事項のほか、次に掲げる事項をも審査しなければならない。

- 一 当該共同募金の区域内に都道府県社会福祉協議会が存すること。
- 二 特定人の意思によつて事業の経営が左右されるおそれがないものであること。
- 三 当該共同募金の配分を受ける者が役員、評議員又は配分委員会の委員に含まれないこと。
- 四 役員、評議員又は配分委員会の委員が、当該共同募金の区域内における民意を公正に代表するものであること。

(配分委員会)

第115条 寄附金の公正な配分に資するため、共同募金会に配分委員会を置く。

- 2 第三十六条第四項各号のいずれかに該当する者は、配分委員会の委員となることができない。
- 3 共同募金会の役員は、配分委員会の委員となることができる。ただし、委員の総数の三分之一を超えてはならない。
- 4 この節に規定するもののほか、配分委員会に関し必要な事項は、政令で定める。

(共同募金の性格)

第116条 共同募金は、寄附者の自発的な協力を基礎とするものでなければならない。

(共同募金の配分)

- 第117条 共同募金は、社会福祉を目的とする事業を經營する者以外の者に配分してはならない。
- 2 共同募金会は、寄附金の配分を行うに当たつては、配分委員会の承認を得なければならない。
 - 3 共同募金会は、第一百十二条に規定する期間が満了した日の属する会計年度の翌年度の末日までに、その寄附金を配分しなければならない。
 - 4 国及び地方公共団体は、寄附金の配分について干渉してはならない。

(準備金)

- 第118条 共同募金会は、前条第三項の規定にかかわらず、災害救助法(昭和二十二年法律第百十八号)第二条に規定する災害の発生その他厚生労働省令で定める特別の事情がある場合に備えるため、共同募金の寄附金の額に厚生労働省令で定める割合を乗じて得た額を限度として、準備金を積み立てることができる。
- 2 共同募金会は、前項の災害の発生その他特別の事情があつた場合には、第一百十二条の規定にかかわらず、当該共同募金会が行う共同募金の区域以外の区域において社会福祉を目的とする事業を經營する者に配分することを目的として、拠出の趣旨を定め、同項の準備金の全部又は一部を他の共同募金会に拠出することができる。
 - 3 前項の規定による拠出を受けた共同募金会は、拠出された金額を、同項の拠出の趣旨に従い、当該共同募金会の区域において社会福祉を目的とする事業を經營する者に配分しなければならない。
 - 4 共同募金会は、第一項に規定する準備金の積立て、第二項に規定する準備金の拠出及び前項の規定に基づく配分を行うに当たつては、配分委員会の承認を得なければならない。

(計画の公告)

第119条 共同募金会は、共同募金を行うには、あらかじめ、都道府県社会福祉協議会の意見を聴き、及び配分委員会の承認を得て、共同募金の目標額、受配者の範囲及び配分の方法を定め、これを公告しなければならない。

(結果の公告)

第120条 共同募金会は、寄附金の配分を終了したときは、一月以内に、募金の総額、配分を受けた者の氏名又は名称及び配分した額並びに第百十八条第一項の規定により新たに積み立てられた準備金の額及び準備金の総額を公告しなければならない。

- 2 共同募金会は、第百十八条第二項の規定により準備金を拠出した場合には、速やかに、同項の拠出の趣旨、拠出先の共同募金会及び拠出した額を公告しなければならない。
- 3 共同募金会は、第百十八条第三項の規定により配分を行つた場合には、配分を終了した後三月以内に、拠出を受けた総額及び拠出された金額の配分を受けた者の氏名又は名称を公告するとともに、当該拠出を行つた共同募金会に対し、拠出された金額の配分を受けた者の氏名又は名称を通知しなければならない。

(共同募金会に対する解散命令)

第121条 第三十条第一項の所轄庁は、共同募金会については、第五十六条第四項の事由が生じた場合のほか、第百十四条各号に規定する基準に適合しないと認められるに至った場合においても、解散を命ずることができる。ただし、他の方法により監督の目的を達することができない場合に限る。

(受配者の寄附金募集の禁止)

第122条 共同募金の配分を受けた者は、その配分を受けた後一年間は、その事業の経営に必要な資金を得るために寄附金を募集してはならない。

(適用除外)

第123条 第七十三条の規定は、共同募金会が行う共同募金については、適用しない。

(共同募金会連合会)

第124条 共同募金会は、相互の連絡及び事業の調整を行うため、全国を単位として、共同募金会連合会を設立することができる。

2 共同募金会連合会は、第七十三条の許可を受けて寄附金の募集をしようとするときは、あらかじめ、その募集をしようとする地域の属する都道府県に係る共同募金会の意見を聴かなければならない。